

しない!! させない!! 不法投棄

不法投棄は絶対許されません!! その原因は、モラルの欠如によるものです。
心ない人の無責任な行為を許さず、みんなの手で美しく豊かな環境を守っていきましょう。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(要約)

第16条(投棄禁止)

何人も、みだりに**廃棄物を捨ててはならない。**

第25条(罰則)

第16条の規定に違反して廃棄物を捨てた者は、
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

ご存知ですか?

家財道具など約100kgを投棄した者に対し、50万円の罰金が科せられたケースがあります。わずかな処理費用を惜しんだばかりに、社会的信用を失うことになりかねません。



ごみの不法投棄をなくすには?

- ひとりひとりが自覚を持ち、自分のごみは自分で適正に処理しましょう。
- まちをいつも美しく保つため、地域で協力してごみを捨てられない環境をつくりましょう。
- 土地や建物の占有者(管理者)は、不法投棄を誘発しないよう清潔の保持に努めましょう。
- みんなの目で、ごみの不法投棄を監視しましょう。



WARNING

2011年(平成23年)7月24日までに**全てのアナログ放送が終了**します。ご不要になりましたテレビの処理は、**小売店**もしくは**環境事業課**まで、ご相談ください。

不法投棄を発見したら...

岐阜市
不法投棄
110番



TEL 0120-530817

FAX 0120-530814

または

警察署

へご連絡
ください。